

## 2. 担い手への農地利用集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A) ha	集積面積 (B) ha	集積率 (B/A) %
現 状 (平成30年4月)	1,410	232	16.5
3年後の目標 (平成33年4月)	1,410	250	17.7
目 標 (平成36年4月)	1,410	290	20.5

注：管内農地面積は、2015年農林業センサスの数値を記入する。

\*国の担い手への集積率は、50%であるが、目標は80%となっている。

本市は、現状 16.5%、目標は 20.5%と明確に集積可能な数値を目標とする。

#### 【参考】

	管内の総農家数 (戸)	担い手 (人)	
		認定農業者	認定新規就農者
現 状 (平成30年4月)	2,145	47	2
3年後の目標 (平成33年4月)	2,145	50	3
目 標 (平成36年4月)	2,145	55	4

注：管内の総農家戸数は、2015年農林業センサスの数値を記入する。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「人・農地プラン」への積極的な参画について

認定農業者等を地域の中心経営体と位置付け、それぞれの農業者の意志と地域に照らした実現可能な「人・農地プラン」の作成、見直しに取り組む。

#### ② 農地の利用調整と利用権設定について

農業委員及び推進委員は、農地の所有者と地域の担い手の仲介役となり、市、県、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地集積事業の普及に努める。

